

V 青梅市教育推進プラン 有識者からの提言

第1章 「青梅市教育推進プラン」の基本的な考え方

- 1 策定の目的
- 2 施策化の方針
- 3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像
- 4 青梅市の地域的・歴史的な特徴
- 5 家庭・学校・地域の新たな連携
- 6 4本の柱の策定
- 7 4本の柱の骨子
- 8 構想図

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1：国際化時代を生きるために

- (1) 人権尊重の精神をはぐくむ
- (2) 環境を大切にする態度を培う
- (3) コミュニケーション能力を育成する
- (4) 国際性をはぐくむ
- (5) 情報活用能力を育成する

柱2：社会のよき形成者となるために

- (1) 公共心をはぐくむ
- (2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する
- (3) 自ら学び、自ら考える力を育成する
- (4) 心とからだの健康をはぐくむ
- (5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ
- (6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

柱3：青梅の将来を担うために

- (1) 郷土愛をはぐくむ
- (2) 地域に貢献する人材を育成する
- (3) 学校に対する愛着をはぐくむ
- (4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

柱4：教育の質を高めるために

- (1) 学校の経営力の向上を図る
- (2) 教員の資質向上を図る
- (3) 家庭教育への支援を図る
- (4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

<参考>

1 青梅市における特色ある施策の取組

- (1) 心の教育の推進
- (2) 個を伸ばす指導の充実
- (3) 健康・体力づくりの推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 情報教育の推進
- (6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進
- (7) 教育相談体制の充実
- (8) 安全・安心な学校づくりの推進
- (9) 青少年の健全育成の推進
- (10) 家庭教育への支援
- (11) 図書館の整備および読書活動等の推進
- (12) 国際性をはぐくむ教育の推進
- (13) 心と体の健康をはぐくむ
- (14) 学校教育との連携の推進

2 その他の教育施策に関する基本的な考え方

- (1) 学校選択制についての基本的な考え方
- (2) 二学期制についての基本的な考え方

3 青梅市教育推進プランの体系

<資料>

- 1 検討委員会設置要綱
- 2 検討経過
- 3 検討委員名簿
- 4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映
- 5 用語解説

※ 本文中に＊印が付いている単語について解説しています。

第1章 「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の基本的な考え方

1 策定の目的

青梅市教育委員会では、平成19年3月、青梅市総合長期計画（後期基本計画）の策定に合わせて、青梅市の今後の教育の方向性を示す「青梅市教育推進プラン」を策定し、教育改革を着実に推進してまいりました。

国におきましては、平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等が新たに規定されました。さらに、同法には、地方公共団体に対して教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「教育振興基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

今、東京都をはじめ、数多くの地方自治体は、この法律にもとづき、教育に関する新たな計画を策定し、あるいは改正し教育活動を推進しています。

東京都は、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、12の方向性と27の提言を示し、21世紀を担う子どもの育成を目指して、家庭・学校・地域・社会の役割を明らかにしております。

青梅市におきましても、「青梅市教育推進プラン」の成果や「青梅市総合長期計画 実施計画書（平成22年度～24年度）」の内容を踏まえ「青梅市教育推進プラン（改訂版）」を策定いたしました。

変化の激しい現代社会では、将来を見通すことが難しい時代ですが、青梅市総合長期計画に掲げた都市像「豊かな自然、快適なくらし、ふれあいの街 青梅」の将来を担う子どもの健やかな成長を、市民のだれもが望んでおります。

そのためには、現代社会における教育の在り方を、たえず見直すとともに、青梅の恵まれた自然や歴史・伝統・文化を通して、またそれらを守り伝承する人々の心にふれる中で、青梅の子ども一人一人が、豊かな人間性をはぐくみ、社会の中で自立して生きていく力を身に付けていくことが必要です。

この推進プランでは、今の青梅の子どもが生きていく将来を見据えた上で、「国際化時代」を生きるために、「社会の形成者」となるために、「青梅の将来を担う」ために、はぐくんでほしいもの、身に付けてほしいものがどのようなことなのかを示し、そのためには、どのような教育が必要であるかを提言という形で示しています。

本推進プランの提言をより具現化し、着実に展開することが、青梅の将来を担う子どもの育成につながることととらえています。

具体的な目的は、次のとおりです。

- (1)青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像に向けた教育の一層の充実・推進を図る。
- (2)青梅の豊かな自然や歴史とともに培ってきた伝統・文化を生かした教育の充実を図る。
- (3)家庭・学校・地域が新たな連携のもとに、一体となった教育施策の推進を図る。

このような目的を達成するためには、社会における教育環境の整備を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となって信頼感を醸成し、協働していくことが大切です。

時代が変わっても変わることのない教育の本質を基盤とし、長い歴史の中で、豊かな自然環境と人情によって栄え、発展してきた青梅のよき伝統を現代に引継ぎ、今の時代の要請に応じた教育施策の在り方について示すことが、この推進プランの目的であるととらえています。

青梅市教育委員会では、義務教育を中心としたこの「青梅市教育推進プラン」を市民に示し、市民の理解と協力を得ながら適切な教育を展開していきます。

2 施策化の方針

この推進プラン（改訂版）は、従来から展開している施策の改善・充実や新たな課題への対応などから、早急に取り組むべき事業を重点施策として、平成23年度青梅市教育委員会の基本方針に位置付けて施策化を図ります。

それ以外の中長期的な取組が求められる施策については、社会状況や国の教育改革の動向を見極めた上で、本推進プランの考え方や提言にもとづいた具体的な施策を次期、総合長期計画等に位置付けて展開していきます。

3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像

青梅市教育委員会では、教育目標の中に、次のような目指す子ども像を示しています。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

この教育目標に定めている子ども像は、子ども一人一人が自らの夢や目標に向かって努力し、自己実現を図ることのできる人間、また、自らを厳しく律するとともに、他者への思いやりの心をもち、様々な人々との交流などを通して豊かな人間関係を築くことのできる人間として成長していくことを目指しています。

また、青梅や日本の歴史・伝統・文化を尊重し、世界の中の日本人としての誇りと自覚をもって、社会の一員としての責任を果たし、社会に積極的に貢献していこうとする人間としての成長をも目指しています。

さらに、社会の変化が著しい時代にあって、自己の進路を切り拓いていく力の育成が求められています。

そのためには、直面する多様な課題の解決に向けて、社会情勢や社会環境から物事をとらえ、必要な情報を収集し活用するなど、自ら学び考えて行動していく力を身に付けていくことが必要です。学んだことを基盤に自らを高め、新たな時代の担い手としての素養である個性や創造性を發揮できる人間として成長していくことを目指しています。

このような子ども像は、保護者が望み、市民や社会が理想として掲げているものでもあります。

社会がどのように変化しようとも、こうした人間がいつの時代にも求められ、社会の一員として活躍することが期待されております。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」では、このようなことを踏まえ、未来を担う人間の育成を目指し、21世紀における学校教育および社会教育を推進します。

4 青梅の地域的・歴史的な特徴

（1）青梅の豊かな自然

青梅の西部や北部の丘陵地にスギやヒノキなどの植林地があり、南部の丘陵地には広葉樹林地があります。

また、青梅駅周辺から東部には、住宅地や農地が広がり、その中を多摩川・霞川が流れ、さらに丘陵地を流れる大小の支流などがあり、美しい自然に恵まれています。

この何気ない豊かな水や緑は、今日のわたしたちの生活に安らぎと潤いを与えてくれています。

近年の都市化の進展に伴い、環境に対する市民の意識や関心は、一層高まってきています。

将来の青梅を担う子どもには、この豊かな自然を守り、はぐくみ、引き継いでいくことの大切さを学ばせていくことが大切です。

そのためには、環境教育の充実はもとより、青梅の自然を生かした体験活動等を通して、環境に対する意識をより高め、自然環境を大切にする態度を培っていきます。

（2）青梅の歴史・伝統・文化

青梅は、西部にそびえる関東山地より流れ出た多摩川が形成した河岸段丘上や、市

内霞池を水源とする霞川流域などにおいて、縄文時代以前から人々の生活が営まれていました。

古代から中世にかけてこの地は、「そまほ 桧保」と呼ばれ、国府などへ山林資源を供給する地域としての重要な役割を担っていました。

そして、長い間、この地を支配し、経済力を蓄えた三田氏は、中央の文化を取り入れるとともに観音寺や武蔵御嶽神社に代表される市内の社寺の修理などを積極的に行い、これらは質の高い文化財として今日に伝えられています。

江戸時代、市域の大部分は、天領として幕府の直轄地となり、大消費地江戸を支える石灰、木材、炭、織物など様々な物資の集散地として繁栄しました。

同時に、江戸文化の中心をなした文人墨客が来青するなど、江戸との文化交流がさかんになり、郷土の文化人が輩出し、書画等の分野に優れた作品が残されています。

また、住吉神社の祭礼で演じられる祭り囃子も、江戸文化を象徴するもので、さまざまな江戸の文化を取り入れながら、町民文化が開花しました。

そして、現在も市内の各地域において、祭り囃子や獅子舞などが生活のなかに息づき、祭りや芸能を通じて地域の連携がはぐくまれ、今日なお伝統芸能として継承されています。

さらに、本市は、国宝「赤絲威鎧」、「円文螺鈿鏡鞍」をはじめとする多くの文化財に恵まれています。

教育委員会は、このような多くの貴重な文化財や伝統芸能の活用を、本市ならではの特色ある教育活動のひとつとして位置付け、これらを継承し、文化の発展へつなげ、子どもの郷土愛をはぐくんでいきます。

5 家庭・学校・地域の新たな連携

国際化、情報化、少子・高齢化などの急速な進展とともに、国民のニーズの多様化に伴う社会の変化が個性化・個別化などを推し進め、個性が尊重される中、社会性や人間関係の希薄化などが懸念されております。

このような社会の流れは、今の子どもを取り巻く家庭・学校・地域に、いじめや不登校などの従来からの課題に加えて、小学校に入学した1年生が集団生活になじめず、担任が学級運営に苦慮するという小1プロブレム*や、中学校に進学した1年生が中学校生活になじめずに不登校傾向をあらわすなどの中1ギャップ*、その他に、学力低下、規範意識の希薄化などの新たな課題も現れてきています。

これらの課題の解決に向けて総合的に取り組むためには、学校だけでなく、子どもの生活の基盤である家庭・地域等を含めて、それぞれの役割を再認識した上で、新たな連携の構築が求められています。

現在、青梅市では、家庭・学校・地域等の連携のもとに、「開かれた学校づくり」「特色ある学校づくり」を教育委員会の基本方針に位置付け、各学校において「学校運営連絡協議会*」を設置し、この連絡協議会を通じて、保護者や地域住民に対して、学校運営への参画を促進しています。

今後は、家庭・学校・地域等が互いの役割を明確にし、それぞれが責任を果たしていくとともに、共通の目標を掲げて、協働していく仕組みづくりが必要です。

学校は地域に開かれた学校づくりをより推進するとともに、家庭や地域から一層の信頼を得るために、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映し、各地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切です。

また、保護者や地域住民は、学校とともに我が子や地域の教育に対する責任を負うとの認識のもとに、学校運営に積極的に参画していくことが重要です。

さらに、小学校・中学校のPTA、地域にある青少年団体や関係諸機関なども同様に新たな連携づくりが必要となってきています

家庭・学校・地域は、教育委員会の目指す子ども像を共通の目標として、それぞれが主体的に協力し合って、子どもの教育にかかわっていく体制づくりを目指します。

【家庭・学校・地域の役割について】

このプランの中では、家庭・学校・地域の役割を次のようにとらえています。

(1) 家庭では

子どもの教育の原点は家庭です。特に、命の尊さを柱とした家庭教育は極めて重要です。また、家庭での子どもに対する基本的な生活習慣や礼儀等についてのしつけは、学校や地域、社会の中で生きていく土台となります。

そのため、保護者は子どもの教育を他人任せや学校任せにせず、子どもの教育に積極的にかかわるとともに、深い愛情をもち、良好な信頼関係の中で、子どもの豊かな人間性の基礎をはぐくんでいくことが求められます。

(2) 学校では

子どもは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能・態度を身に付けていくとともに、協調や競い合いの中で、人間関係づくりの基礎を学んでいきます。

そのため、学校では、子どもや保護者からの厚い信頼と尊敬を得た優れた教員による教育実践によって、生きる力の基盤となる基礎的・基本的な学力の定着化を図り、子ども一人一人の個性を伸長し、豊かな人間性をはぐくんでいくことが求められます。

(3) 地域では

子どもは、自分の家庭以外の社会を見たり、体験したりすることで、視野が広がり、社会を学んでいきます。また、保護者以外の大人とのかかわりを深める中で、社会性を身に付けていくとともに、地域の一員としての自覚が培われていきます。

そのため、地域の大人が日常的に子どもとのかかわり合いを深め、地域の活動を通して、子どもの社会性や責任感をはぐくんでいくことが求められます。

6 4本の柱の策定

国や東京都の教育改革の動向を注視し、青梅ならではの教育の在り方を示していくために、この推進プランの策定の目的を踏まえ、次のような考えのもとに柱の策定を進めました。

- (1) 今後さらに進展が予想される国際化時代に向けて、国際人としての人材育成を図る観点から、国際社会に求められる資質・能力を育成する教育の推進が必要であるととらえました。
- (2) 新しい社会を創造する人材の育成を図る観点から、第5期東京都生涯学習審議会答申にある「子ども・若者の次世代を担う力をはぐくむための教育施策」等を参考にし、社会生活を営んでいくための基礎・基本を身に付ける教育の推進が必要であるととらえました。
- (3) 青梅の将来を担う人材の育成を図る観点から、地域に根ざした教育の推進が必要であるととらえました。
- (4) 子どもの「人間力」の豊かな育成を図る観点から、平成17年10月に公表された中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」を参考にし、学校の教育力や教員の力量を高めていく教育の推進が必要であるととらえました。

このような4つの観点にもとづく教育の在り方を、柱の策定の根幹に据え、その他に、毎年度、青梅市教育委員会が重点として基本方針に位置付けてきたねらいや施策等を踏まえた上で、次のとおり4本の柱を策定しました。

7 4本の柱の骨子

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】 国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

青梅市は、昭和40年にドイツのボッパルト市と姉妹都市提携を結び、両国市民の交流などを通して、国際化を視野に入れた施策を展開しています。

また、市民マラソンの草分け的な存在でもある「青梅マラソン」は、海外からの招待選手や他国からの参加選手による国際交流の場となっています。

今後さらに進展していく国際化時代の中では、豊かな人間関係を構築できる人材の育成が求められています。

人権感覚に優れ、国際社会にも通じるマナーと知識、コミュニケーション能力を身に付け、国際社会をリードする人材の育成、日本の伝統・文化を理解し、他の国の伝統・文化を尊重できる人材の育成などが重要なことから、このような柱を設定しました。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

青梅の長い歴史の中で培われてきた人情や思いやりの心などによって、豊かな人間関係が構築され、社会のよき形成者として、公共心や社会奉仕の精神などがはぐくまれてきました。

このような青梅の特色を子どもたちに継承していくとともに、社会の一員としての基礎・基本を身に付けていくために、自ら学び、自ら考える力の育成や心とからだの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、望ましい勤労観や職業観などをはぐくみ、社会の一員としての自覚を高めていくことが大切です。

家庭・学校・地域の連携のもとに、青梅の特色を次世代に継承し、社会のよき形成者となる人材の育成が重要なことから、このような柱を設定しました。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】

地域に根ざした教育の推進

青梅には、地域ごとに歴史・伝統・文化と豊かな自然があります。子どもにとって地域を学ぶことは、青梅の歴史を学ぶ上で欠かすことのできない重要な基盤です。

特に、伝統芸能である祭り囃子や獅子舞などは、青梅の文化を知る上で、貴重な財産です。これらを学び、伝承することは、今後の青梅の歴史を築き、文化を発展させることへつながり、ふるさと青梅に対する郷土愛をはぐくんでいくことになります。

郷土愛は、歴史ある青梅を根底から支える力となり、今後の繁栄と豊かな人間関係の礎となります。

このようなことから、郷土愛をはぐくむためには、地域に根ざした教育の推進が一層求められています。

また、青梅の豊かな自然は、青梅ならではのものであり、その恵みは、現在も人々の暮らしや心を支えています。青梅で学び、育っていく子どもに、自然の大切さを学ばせ、自然と共生していく態度や行動を身に付けさせることが重要です。

さらに、地域の一員としての自覚を高め、地域に貢献する人材の育成が求められていることから、このような柱を設定しました。

柱4 教育の質を高めるために

家庭・学校・地域の連携による教育の推進

上記の3つの柱を支えるためには、家庭、学校、地域がそれぞれ独自の機能を發揮し、調和を保ちながら連携を進めることが重要です。

義務教育の期間においては、家庭の教育力とともに、学校の教育力が問われます。家庭教育は、個に対する教育が主となります。社会教育は、日常生活が営まれる地域社会の中で、年齢など多様な子どもの自発的な参加によって進められます。

学校では、個に対する教育とともに、集団を通しての教育も行います。集団を通しての教育は、人との信頼関係や協調性などを高めていきます。この両方がバランスよく、そして教育の専門家である教員の力によって、質の高い教育が行われるのが学校教育です。

学校は、校長のリーダーシップのもとに、学校経営の充実を図り、保護者や地域との連携のもとに、組織としての機能を高めていくことが質の高い教育につながっていきます。

また、学校の教育環境を整備することも大変重要です。

学校図書館の蔵書の充実やコンピュータなどの情報機器の整備とインターネット環境の整備などの教育環境の整備は、教育の質を高める上で欠かすことのできない条件整備です。

さらに、子どもたちが安全で安心して学べる学校として、校舎の耐震化の推進や計画的な施設設備の補修・改修などの環境整備も重要です。

校舎等の環境整備が進む中で、子どもたちが潤いをもって学ぶことのできる学び舎としての視点を加えていくことも大切です。

このようなことから、教育の質を高めるための施策等を4本目の柱とし、上記3つの柱を支える基盤として位置付けました。

8 構想図

21世紀における教育のあり方

目指す子ども像

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

自然・歴史・伝統・文化

家 庭

学 校

地 域

国際化時代を
生きるために

【グローバルスタンダード】
国際社会に生きるための
資質や能力を育成する教
育の推進

社会のよき形成者と
なるために

【ナショナルスタンダード】
社会の一員としての基礎
基本を身に付ける教育の
推進

青梅の将来を
担うために

【ローカルスタンダード】
地域に根ざした教育の
推進

育てたい子どもの力

- ◎人権尊重の精神を
はぐくむ
- ◎環境を大切にする
態度を培う
- ◎コミュニケーション能力を育成する
- ◎国際性をはぐくむ
- ◎情報活用能力を育
成する

- ◎公共心をはぐくむ
- ◎豊かな言語感覚や言語能
力を育成する
- ◎自ら学び、自ら考える力
を育成する
- ◎心とからだの健康をはぐ
くむ
- ◎望ましい勤労観や職業観
をはぐくむ
- ◎障害のある児童・生徒の
個性や能力を伸ばす

- ◎郷土愛をはぐくむ
- ◎地域に貢献する人
材を育成する
- ◎学校に対する愛着
をはぐくむ
- ◎青梅の自然に対す
る愛着をはぐくむ

教育の質を高めるために

- ◎学校の経営力の向上を図る
- ◎教員の資質向上を図る
- ◎家庭教育への支援を図る
- ◎安全・安心な学校づくりの推進を図る
- ◎社会全体で教育の向上を図る

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】

国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

(1) 人権尊重の精神をはぐくむ

提言1 人権教育の充実

国際人としての人権感覚を身に付け、国籍や人種、民族などについてのあらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進することが求められています。

そのためには、国際社会の視点に立った人権教育推進のための啓発資料を作成し、資料の活用を図るとともに、家庭・学校・地域ごとに一層の人権教育を推進することが重要です。

学校においては、道徳教育の充実、児童・生徒が主体的に取り組む調べ学習や問題解決的な学習などの指導を一層進めていくことが必要です。

また、保護者、地域等を対象に、身近な課題から人権の大切さに気付くことのできる実践的な研修会を開催し、大人から子どもに伝え、教えていく環境づくり等も大切です。

提言2 国際理解教育の推進

国際化の進展において、国際社会に貢献する態度をはぐくむために、国際感覚を身に付けるとともに日本の歴史・伝統・文化に関する学びを通して、他国の歴史・伝統・文化への理解を深め、尊重する態度を培うことが求められています。

そのためには、子どもが、社会におけるルールやマナーなどの重要性を主体的に学んでいく学習や日本の歴史・伝統・文化に触れる楽しさを味わう機会の設定、環境づくりなどを進め、国際人としての人間的な魅力を育成していくことが重要です。

併せて、歴史によって培われた青梅の伝統・文化および青梅の人々がもつ情緒や道徳観などを、大人から子どもへ継承していく取組を推進していくことが重要です。

学校教育においては、国際感覚をはぐくむ教育に、円滑にかつ実践的に取り組むためのカリキュラム*の研究・開発を進めていくことが必要です。

(2) 環境を大切にする態度を培う

提言 環境教育の充実

近年のオゾン層の破壊や地球温暖化、生物の多様性など、地球規模の環境破壊が国際社会における重要な問題となっています。この問題を解決していくためには、これから地球を支えていく子ども一人一人の環境に対する認識や意識を、一層高めていくことが求められています。

そのためには、様々な学習機会を設定し、子どもが身近な地域の環境について関心をもち、自ら環境について学習していく意欲を培うことが重要です。

学校においては、国や東京都で作成した環境教育に関する指導資料を参考に、青梅市の身近な地域を教材として取り上げ、子どもが自ら調べたり、解決に向けた取組を考えたりする学習機会を設定することが必要です。

また、ゴミの問題や青梅の豊かな自然を大切にする意識をより高めるために、青梅市リサイクルセンターや東京都森林組合などの公的機関と連携した環境教育を推進することも大切です。

環境教育については、「柱3の（4）」に示している「青梅の自然に対する愛着をはぐくむ」と関連させた取組を進めていくことが大切です。

（3）コミュニケーション能力を育成する

提言1 国語教育の充実

国際社会の中で、よりよい人間関係を作り、共生社会をつくるためには、他の人の話を聞き、必要なことを理解する力と、自分の意見や考えを論理的にまとめ、相手に分かりやすく伝える力を身に付けていくことが求められています。

そのためには、教科等における「話す」「聞く」「書く」「読む」などの様々な活動、いわゆる言語活動を通して国語力を高め、コミュニケーション能力の育成に欠かすことのできない聞く力と話す力、さらに論理的思考力とそれを根底で支える語彙力を育成していくことが重要です。

社会のよき形成者となるためにも、コミュニケーション能力は、欠かすことのできないものであり、この教育推進プランにおいては、重点の一つとして位置付けています。

また、コミュニケーション能力の育成については、「柱2 社会のよき形成者となるために」に示している、国語力の向上に向けた教育活動の推進の内容とここで言う国語教育の充実の内容とを関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言2 外国語活動、英語教育の充実

国際社会の中で、豊かな人間関係を築いていくためには、国際的共通語であり、中学校の教科である英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められています。

そのためには、小学校では、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やその能力の素地を、外国語活動の中で積極的に育成することが重要

です。

中学校では、従来の英語教育の中で、会話を中心とした学習活動をさらに充実させるなど、小・中学校に派遣しているネイティブスピーカー*の活用を一層促進することが重要です。

また、ネイティブスピーカーを英語の時間だけでなく、総合的な学習の時間等においても積極的に活用し、子どもが英語に触れる機会を多くすることも必要です。

さらに、小・中学校が地域の教育力を活用し、外国語活動や英語教育の一層の充実を図ることも大切です。

提言 3 多くの人とかかわる教育の充実

国際社会の中で、コミュニケーション能力を育成するためには、国内外を問わず、数多くの人との会話等を通じた交流が求められています。

そのためには、学校や地域社会において、子どもたちが広く社会の人々とかかわることのできる場の設定や、あいさつ運動などを地域全体において実施することが重要です。

(4) 国際性をはぐくむ

提言 国際感覚をはぐくむ教育の推進

国際化時代の進展とともに、国際感覚を身に付け、豊かな世界観をはぐくむためには、他の国の人々との相互理解にもとづいた人間関係の構築が求められています。

そのためには、日本の文化と世界の文化との交流等の機会の促進や、姉妹都市であるドイツのボッパルト市との交流の成果の活用、諸外国との新たな交流活動等を積極的に行い、国際感覚を身に付けさせていくことが重要です。

また、青梅市内にある国際交流関係諸団体との連携や、居住している他の国の人々との交流を推進していくことも大切です。

(5) 情報活用能力を育成する

提言 情報教育の推進

現代は、インターネットがグローバルな情報通信基盤となり、パソコンコンピュータや携帯電話等が広く個人にも普及した高度情報化社会となっています。

このような社会においては、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成が求められます。また同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意ある情報発信などに適切に対応する能力の育成も求められます。

学校においては、全小・中学校に配置されている I C T 機器*等を各教科や総合的な学習の時間等の中で積極的に活用し、情報の収集・選択・処理・活用などに関する

る指導の充実を図るとともに、情報化社会の課題でもあるインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーをはぐくむことが重要です。

また、将来に向けて、児童・生徒の情報活用能力を育成するための指導法の研究・開発を一層進める必要があります。

さらに、家庭・地域においては、学校との連携により、子どもの年齢や発達段階に応じた携帯電話等の情報通信機器の活用やルール作りを行い、安全・安心な生活環境をつくることが大切です。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

(1) 公共心をはぐくむ

提言 奉仕体験活動の充実

公共の利益に尽くそうとする精神や態度を育成するためには、家庭・学校・地域が協働した取組を推進することが求められています。

そのために、学校では、総合的な学習の時間や学校行事、学級活動等で奉仕体験活動を企画し、計画的に取り組むとともに、地域の奉仕体験活動へ積極的に児童・生徒を参加させ、公共心を根付かせることが重要です。

家庭では、学校や地域の取組に保護者も含めて積極的に参加・協力するとともに、保護者の行動や態度が子どもたちにとってよい見本となるようにすることが重要です。

また、地域は、独自で実施する奉仕活動またはボランティア活動等について、学校との連携を強めるとともに、学校で行う奉仕体験活動に対して積極的に参加・協力し、地域の将来を担う子どもの育成に、学校とともに取り組んでいくことが大切です。

(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する

提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進

子どもたちの思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、コミュニケーションや知的活動の基盤となる言語の能力を育成するには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実させることが求められています。

そのために、学校では、国語科における教科指導の充実とともに、各教科において児童・生徒の年齢、発達段階に応じた言語活動を充実させることが重要です。

また、豊かな言語感覚や創造力を育てるためには、読書活動が重要なことから、読書活動を中心とした特色ある教育活動や総合的な学習の時間等における取組を工

夫する必要があります。

青梅市は、子どもたちの読書活動を推進するための基本的考え方や取組などを示した、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月に策定しました。この計画は、家庭・学校・地域および青梅市図書館が連携し、子どもへのさらなる読書活動を推進していくためのものです。

家庭や地域では、読書習慣の確立に向けて、学校図書館を活用した読み聞かせや優良な本の紹介などの支援をしていくことが求められます。

そのためには、地域における図書館ボランティアなどの組織を創設し、教育委員会も支援する中で、地域とともに子どもの国語力の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

さらに、学校で学んだことを発表する機会として、主張大会や読書感想文コンクールなどを開催し、家庭・学校・地域が連携して、読書活動を活性化させることが大切です。

(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する

提言 1 学力向上に向けた取組の推進

基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせ、それらを活用するために、思考力・判断力・表現力を各教科の中で育成することが求められています。

また、論理的な思考力や科学的な資質、能力を引き出すために、理数教育の充実を図ることも求められています。

そのため、学校では、「授業改善推進プラン*」を作成・実施し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善に努めて、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸長し、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、児童・生徒の学習意欲を高めるような授業改善に取り組むことも必要です。

さらに、学力向上の推進については、「柱4 教育の質を高めるために」に示している、教員の資質向上の内容と関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言 2 小・中学校一貫教育の推進

青梅市の実情に応じた義務教育の充実を図るために、今まで以上に小・中学校の連携による教育実践が求められています。また、青梅市の学校規模や地域の特性をより生かすために、小・中学校一貫教育*の推進も求められています。

そのためには、中学校を単位とした学区を中心に、一貫教育を進めるための義務教育9年間を通じた、各教科等の指導計画を作成し、特色ある教育活動を展開することが必要です。

また、青梅市内にある小規模の小・中学校においては、特色ある一貫教育校づくり

りに向けて推進委員会等を設置し、学校運営や教育課程等の研究開発、モデル事業の展開、さらに小規模特別認定校制度*の活用の在り方などを検討していく中で、進めていくことが大切です。

提言 3 高等学校、大学との交流の推進

各小・中学校の教育活動の一層の活性化を図るためにには、青梅市近隣に所在する高等学校や大学との連携・協力を図り、児童・生徒、教員等の人的交流や施設・設備等の活用を推進することが求められています。

教育委員会は、平成18年度に明星大学とのインターンシップ制度*の協定を締結し、大学から学生の派遣を受け入れています。こうした制度をさらに活性化させるために、インターンシップを行った学生に対して、取組の成果を評価する修了証の発行や指導主事や校長による教員養成講座等を実施し、相互に利点のある制度にしていくことが重要です。

また、高等学校については、東京都立青梅総合高等学校等との授業交流や農業・林業・園芸等の実習体験などをより進めていく必要があります。

今後に向けて、小・中学校と高等学校、大学との交流を進める窓口の設置や高等学校、大学との交流実践事例集の作成などを行い、交流の活性化をより図ることも考えられます。

提言 4 児童・生徒の学習支援の促進

自ら学び、自ら考える力の育成に向けて一層の学力向上を図るためにには、教職員はもとより地域の人々や大学生等の力を導入するなどして、児童・生徒一人一人の習熟の状況に応じた学習支援が求められています。

そのためには、各学校へ地域のボランティアや大学生等を教育活動支援員*などとして派遣し、学習指導や生活指導等に関する支援の充実を図るなどの取組が必要です。

また、児童・生徒の学習のニーズに応じて、休日等における市民センターの施設の開放について検討していく必要があります。その際、市内に設置されている都立高等学校の生徒や地域の方等に学習支援のボランティアとして参加協力を依頼することも考えられます。

さらに、学力向上の効果を上げるためには、家庭での保護者等による学習支援が大切です。

(4) 心とからだの健康をはぐくむ

提言 1 心の教育の推進

子どもが自他の生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、いじめの根絶を目指すために、家庭・学校・地域等が連携した取組を積極

的に推進することが求められています。

そのためには、保護者や地域とともに進めていく道徳教育の充実や児童・生徒の自立を促す奉仕体験活動の推進、道徳授業地区公開講座*の充実、「心のパスポート*」の活用、「青梅子どもルール*」の啓発等を通した規範意識の高揚などの取組を、一層進めていく必要があります。

提言 2 情操教育の推進

真・善・美などの人間的な価値観を養うために、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進していくことが求められています。

そのため、学校においては、演奏会や音楽会、合唱コンクール、図画工作作品展、美術展などを開催し、児童・生徒の豊かな感性をはぐくむことが重要です。

また、文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を拡充し、学校教育と連携を図りながら、子どもたちの利用拡大を推進することにより、感動と喜び、そして感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむことが重要です。

教育委員会は、このような取組に対して、積極的な支援に努める必要があります。

提言 3 健康・安全教育の推進

子どもが健康で充実した人生を送るために、自ら健康を適切に管理し、改善していく意志と行動力、また自ら危険を回避できる危機回避能力等を培うことが求められています。

そのためには、平成22年3月に策定された「青梅市食育推進計画*」にもとづき、学齢期の食育の施策を推進し、各学校の食育リーダー*を中心とした食に関する指導体制の充実を図るとともに、栄養職員*や調理員と教員との連携による複数指導の充実が必要です。

また、生活習慣に関する指導も重要なことから、国や東京都で進めている生活習慣確立プロジェクトと連携を図り、家庭への理解・啓発も含めて取り組んでいくことも必要です。

近年、子ども自身の安全に対する意識の低下が懸念されています。子どもたちを取り巻く様々な安全上の課題について、自ら考え、適切な判断のもとに行動できる力を養うために、家庭・学校・地域が密接な連携のもとに事例等を用いた安全教育を推進していくことが大切です。

提言 4 教育相談の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回訪問相談*等を拡充することが求められています。

そのためには、教育相談所における心理相談員の相談機能を高めるとともに、巡回訪問相談や要請による訪問相談などを拡充し、学校への支援体制および相談環境の整備を図ることが重要です。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習

支援までの連続性のある相談体制の構築を図っていく必要があります。

提言 5 不登校児童・生徒に対する取組の充実

不登校の未然防止や不登校児童・生徒に対して適切な指導と助言を行うためには、教育相談や適応指導教室における指導の充実、家庭と学校、関係諸機関との一層の連携が求められています。

そのために、学校においては組織的な教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー*や心理相談員による巡回相談等を積極的に活用していくことが重要です。

また、家庭との連携を深めるために、不登校の児童・生徒の保護者を対象にしたコミュニティーサークル*などを創設することや、青梅市における不登校児童・生徒への取組を一層充実していくために、学識経験者や心理相談員を構成員とした協議会を設置し、事業の推進と評価を行うことなども考えられます。

提言 6 体力の向上に向けた取組の充実

子どもが健康でたくましく生きていくために、体力の向上に向けた取組を家庭・学校・地域等が連携して進めていくことが求められています。

そのためには、体力テストの実施学年を拡充し、健康・体力向上推進委員会*等で結果の分析・考察を行い、体力向上策を策定することが重要です。

各学校では、その体力向上策をもとに具体的な取組を指導計画の中に位置付け、家庭とも連携しながら、児童・生徒の体力向上に向けた取組を組織的に進めていく必要があります。

また、体力向上に向けて、家庭・学校・地域等が連携して取り組む実践事例集等を作成して、その資料の活用を図り、地域ぐるみで子どもの実践力をはぐくむことが大切です。

提言 7 部活動等の振興

児童・生徒の学校生活を有意義なものにし、個性・能力を伸長し、社会性をはぐくみ、生涯にわたって文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動等の振興を図ることが求められています。

そのためには、教員だけでなく、外部指導員の導入の拡充や地域の人材活用などを行い、児童・生徒の活動を充実させていくことが重要です。

近隣大学との連携や専門性のある地域人材の活用などにより、各学校の実態に応じた外部指導員の拡充を図るとともに、外部指導員対象の研修会を実施するなどして、人材の確保と同時に、資質の向上に努めることも必要です。

さらに、部活動等で活躍した児童・生徒への顕彰制度を創設し、努力の成果を評価し、活動意欲をより高めていくことも考えられます。

(5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ

提言 キャリア教育の推進

社会の一員であることの自覚を促し、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、学校と企業および地域の人々との恒常的な連携をもとにした教育活動の推進が求められています。

そのためには、企業や地域の人材の活用を図り、小学校では、調べ学習を中心とした職業があることを知り、将来の夢につなげていくことが重要です。中学校では、職場体験等を通して、望ましい勤労観を体験的に学んでいくことが重要です。

また、キャリア教育*の円滑な推進に向けて、小・中学校一貫教育*の視点から、9年間を見通したカリキュラム*を作成し、進路指導を充実させることが必要です。

さらに、教育委員会は、地域の事業者や市の関係部局へキャリア教育についての理解と協力を要請し、職場体験活動等の受け入れ先の確保に努め、学校へ情報を提供することも大切です。

(6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

提言 特別支援教育の推進

L D、A D H D、高機能自閉症*等を含め障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育的支援を行うために、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、特別支援教育を推進することが求められています。

そのためには、平成18年3月に策定した「青梅市特別支援教育基本計画*」および平成22年3月に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第2次計画）*」にもとづいた特別支援教育を円滑に進めていくことが重要です。

教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による相談体制や支援体制の構築、幼稚園、保育所と小学校の連携による就学支援の充実、小・中学校における校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーター*の養成など、特別支援教育の基盤づくりを継続的に行っていくことが必要です。

また、特別支援教育の実施に当たっては、啓発資料の作成や研修会などを実施し、学校関係者はもとより、市民・保護者等への理解・啓発を継続的に行うことが大切です。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】 地域に根ざした教育の推進

(1) 郷土愛をはぐくむ

提言 青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進

郷土としての青梅に対する愛着と誇りをはぐくむために、子どもたちが居住する地域の歴史・伝統・文化を理解し、それらに触れる機会を増やすことが求められています。

そのために、学校においては、地域の歴史・伝統・文化の教材化を促進し、発達段階に応じて、児童・生徒が興味をもつように工夫し、自ら体験的に学んでいくことができるようになります。

また、文化担当部署においては、地域において伝承されている様々な伝統芸能や伝統行事、伝統技術などを積極的に学校や子どもに紹介していくことが重要です。

家庭や学校は、そのような地域の文化・伝統的な行事に、子どもを積極的に参加させ、地域の人々の温かい人情に触れながら、子どもたちに青梅の歴史・伝統・文化のよさと歴史の重みを学ばせていく必要があります。

さらに、教育委員会が主体となって、青梅の伝統芸能の継承を奨励し、優れた伝統芸能を継承している子どもたちを認め、表彰するなどの取組を進めていくことも必要です。

祖先は、豊かな自然につつまれた青梅の地で暮らしありはじめて、長い営みの中から、歴史と文化を築き上げてきました。

今後、未来に向けて、青梅ならではの教育の推進・充実を一層図るためには、この長い郷土の歴史を振り返り、そこから多くのことを学び、新しい青梅をどう創造すればよいのかを考えていくことが大切です。

そのため、青梅市民をはじめ教員は、青梅の歴史を学び、そこから得たものを土台にして、子どもたちへの指導に当たることが重要です。

教育委員会は、市民や教員を対象にした青梅の歴史・伝統・文化の理解に関する講座や研修会を開催し、青梅の伝統・文化を活かした教育活動を推進していく必要があります。

(2) 地域に貢献する人材を育成する

提言 地域の一員としての自覚を高める教育の推進

児童・生徒が地域の一員としての自覚を高めるために、教科等の学習活動や学校行事等において、地域の人々との協働による取組を推進することが求められています。

子どもは、地域の人々の温かい心に触れ、地域の人々から地域のよさを学ぶことによって、地域を支えていく意識を高めていきます。

学校や地域は、そのために、地域の人材登録制度を設けるなどして、学校と地域の協力体制を整えておくことが重要です。

また、地域のボランティアなどの奉仕体験活動を通して、子どもに地域の一員としての自覚を促していくことも大切です。

さらに、家庭・学校・地域等が一体となって、自治会や市民センター等を中核とした地域コミュニティーを形成し、その中で協働して行われる行事や取組等を通して、地域における子どもの育成を推進することも考えられます。

(3) 学校に対する愛着をはぐくむ

提言 地域に開かれた学校教育の推進

地域の歴史とともに培われた学校の伝統・文化等を継承し、愛校心をはぐくむとともに、地域から信頼される学校づくりを展開するためには、地域の特色を生かし、地域の人材を積極的に活用するなど、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

そのためには、各学校は学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて、情報発信に努めるとともに、自校の伝統を生かした学校行事等を実施し、保護者や地域の人々へ参加を促す必要があります。

また、学校を地域コミュニティーの活動の場として活用する中で相互交流を積極的に進め、信頼関係を醸成して、地域全体で子どもたちを見守り、はぐくんでいくことが大切です。

(4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

提言 青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進

自然の大切さを実感するために、青梅の豊かな自然を児童・生徒の学習に生かし、体験的に学ぶ環境教育を推進することが求められています。

そのためには、学校教育と社会教育が連携し、自然を生かした自然体験学習を発達段階に応じて系統的に推進していくことが重要です。

その際、学校と関係機関・団体が連携することによって、優れた講師等を招聘し、キャンプや自然体験活動を実施していく必要があります。

また、このような取組を通して、児童・生徒のリーダー性や協調性をはぐくんでいくことも大切です。

青梅の環境を活かした取組として、小学校段階では、自然のすばらしさと自然の恵みを友だちとともに学ぶこと、中学校段階では、地球環境における自然の大切さや自然の中での集団生活の在り方を学ぶことなどが考えられます。

柱4 教育の質を高めるために

家庭・学校・地域の連携による教育の推進

(1) 学校の経営力の向上を図る

提言 1 学校経営の充実

学校教育の一層の質的向上を図るために、校長の経営方針のもとに、組織的な運営を展開し、自主的・自律的な学校運営の推進を図ることが求められています。

そのためには、予算、人事等に関する校長の権限を拡大し、学校におけるトップマネジメントの強化を図ることが重要です。

また、校長は、学校評価システム*を活用し、学校評価*にもとづく経営改善を図るとともに、経営方針や学校評価*の結果等について、保護者や地域に対する説明責任を果たしていく必要があります。

教育委員会は、校長の経営方針にもとづく、人事構想や主体的な教育活動等への支援を行うことが重要です。

さらに、今後に向けては、校長の経営方針を予算面で支えるための予算配分の在り方や予算執行権の拡大などを検討し、学校が独自に教育の質的向上につながる取組を円滑に実施できるようにすることが求められます。

その他に、校長の経営方針にもとづく人事構想の実現に向けた人事配置について、関係機関に働きかけ、主幹教諭や主任教諭等の計画的な配置など、校長の意向が一層反映できる人事異動の在り方を検討していくことも大切です。

提言 2 学校評価の充実

学校が、保護者や地域から理解と支援を得て、連携・協力して教育の質的向上を図るために、保護者や地域住民、学識経験者等による学校関係者評価*を含めた学校評価の実施が求められています。

そのため、校長は、具体的な学校経営方針を定め、組織的・計画的に教育活動を開拓する中で、その成果を自己評価として検証することが重要です。

また、「柱3の(3)」で示したように、開かれた学校教育を推進して、学校関係者評価を実施し、教育活動について組織的・継続的な改善を図っていくことも重要です。

その際、国から公表された「学校評価ガイドライン*」を踏まえ、学校ごとに特色ある評価の観点や規準を定め、評価方法等を工夫するなどして、独自の学校評価システム*を確立し、進めていくことが必要です。

提言 3 保護者・地域住民の参画の充実

教育活動の一層の活性化を図るために、学校関係者評価の充実を図り、保護者や地域住民の意見や考えを学校経営に反映させたり、学校運営への参画を推進したりすることが求められています。

そのためには、学校の情報を地域に向けて積極的に発信し、学校運営連絡協議会*の充実や、地域の自治会との連携を図り、学校内の組織に位置付けた委員会等に保護者、地域住民が委員として参画する取組が必要です。

また、児童・生徒の実態にもとづいて、地域の人材などを活用した特色ある教育

活動を推進して、地域との信頼関係を強め、地域全体が様々な形で学校の教育活動に参画する意識を高めていくことが大切です。

提言 4 教育委員会による学校支援体制の整備

校長のリーダーシップのもと、組織的・計画的に学校運営を進める学校に対して、適切な評価のもとに必要な指導・助言を行い、教育活動に対する支援体制を構築することが求められています。

特に、校長の学校経営や指導計画の作成、学力の向上、特色ある教育活動、特別支援教育、いじめ、不登校、健全育成など、多岐にわたる教育課題などに対して、指導・助言を充実させることが重要です。

そのために、教育委員会は、教育に関して高度な専門性を有するスタッフを関係部署に配置し、支援体制を整備する必要があります。

また、このスタッフを中心に、指導主事、学識経験者、校長、副校長、教員のO B、健全育成団体などの代表からなるプロジェクトチームを創設し、学校の課題解決に向けて、チームが一丸となって組織的に取り組むなどの支援体制を整えることも考えられます。

(2) 教員の資質向上を図る

提言 1 教員の資質向上

児童・生徒の資質や能力を向上させ、「生きる力*」をはぐくむことが義務教育に求められています。

その責任を果たすためには、高い資質や能力を備え、家庭、地域住民との連携や適切な役割分担によって教育活動を展開していく優れた教員の養成が必要です。

そのような教員の資質向上や新たな課題への対応力を高めるためには、校内でのO J T*等の研修はもとより、年次研修や職層研修等を充実させるとともに、小・中学校の連携による教科等の研究・開発や、青梅市の小学校教育研究会、中学校教育研究会との連携等による実践研究等を推進する必要があります。

また、東京都教育委員会との連携を深め、都の人材育成基本方針にもとづく研修や専門性を高める研修等へ積極的に派遣し、市内のリーダーとして育成することも大切です。

提言 2 授業力の向上

教師には、一人一人の児童・生徒に対して、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、それらを活用して思考力や判断力、表現力を高める指導を充実させることが求められています。

こうした教師の授業力を高めるには、国や東京都の学力調査の結果や、保護者・地域、児童・生徒による授業評価の分析・考察をもとに、教材開発や指導法の工夫・改善を図った「授業改善推進プラン*」の実践と授業改善のサイクル化*が必要です。

また、学力向上推進委員会等において、指導法の工夫・改善や授業評価の在り方、「授業改善推進プラン」の活用・改善の在り方等を研究開発し、各学校に発信するような取組も必要です。

将来的な構想として、教育委員会の組織の中に教科等の研究開発センター等を設置し、青梅の児童・生徒の実態に即した教材やＩＣＴ機器*を活用した教材開発、地域の歴史・伝統・文化の教材化などに力を入れることも考えられます。

さらに、各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークを構築し、それぞれに情報の提供・活用を図ることを検討していくことも大切です。

提言 3 教職員の服務規律の確保

近年頻発している教職員による服務事故*の防止を徹底し、学校教育に対する信頼を確保することが今まで以上に強く求められています。

そのため、教育委員会と学校が一丸となって、教職員に教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させることが重要です。

服務事故防止のための研修の実施はもとより、服務事故は、身近に発生している極めて重大な社会的問題であることを、事例等を用いて教職員に繰り返し認識させ、服務規律*の確保に向けて、常に自分の生活態度や行動を自己評価する機会や場を設定する必要があります。

(3) 家庭教育への支援を図る

提言 生活習慣等の確立に向けた啓発

家庭における子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図ることが求められています。

そのためには、啓発資料の作成・配布やシンポジウムの開催などを行い、家庭における生活習慣の確立に向けた支援を実施していくことが重要です。

また、生活習慣の確立を図ることは、併せて学習習慣の確立にもつながることから、学校やＰＴＡ組織、関係団体等が連携した取組を推進していく必要があります。

(4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

提言 1 家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進

児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりを目指すために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・防災対策などの取組を推進することが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域・関係諸機関が一体となった防犯パトロール等の取組の実施や、家庭・学校・地域・関係諸機関が連携した安全・防犯教育の推進、

「地域安全マップ*」の活用等を通した安全指導を充実させることが重要です。

学校においては、全教育活動を通して、児童・生徒の危険予知・予見能力を高める指導の充実を図り、関係諸機関との連携にもとづく緊急時の連絡体制の構築、非常時における教職員の安全行動等に関する訓練、交通安全教育、防災体験学習を計画的に実施することが必要です。

提言 2 施設面からの安全対策の推進

不審者の侵入から児童・生徒を守るために、防犯設備の充実による安全対策が求められています。

既存の防犯カメラの活用や非常時の通報システムを活用した防犯体制を整備する必要があります。

提言 3 校舎・施設・設備等の安全確保の推進

児童・生徒が安心して学び、安全に過ごすために、安全・安心な施設および教育環境の整備が求められています。

そのためには、校舎外壁等の保守、老朽化した危険箇所の早期発見および早期改修の取組を計画的に進めていく必要があります。

提言 4 校舎等の耐震化の推進

児童・生徒の安全性の確保と市民の避難所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化が求められています。

そのため、学校施設の耐震化年次計画を基本として、小・中学校の耐震化事業を進めていく必要があります。

＜参考＞

1 青梅市における特色ある施策の取組

ここに記載している事業は、この教育推進プランを推進する上で、基盤となる事業です。この推進プランに示されている考え方や提言をもとに改善・充実等に努めていきます。

(1) 心の教育の推進(国語力の向上)

青梅市小・中学生の主張大会の実施

平成16年度に創設された「東京都教育の日*」において、青梅市と青梅市教育委員会が共催で実施した「青梅子どもルール*」の継続的事業として、平成17年度から毎年、青梅市小・中学生の主張大会を開催しています。

この事業は、青梅市の児童・生徒たちが、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自らの考えを発表し、小・中学生の自立心をはぐくむとともに、小・中学生一人一人の様々な考え方や思いを、同じ小・中学生および保護者・市民が受け止める貴重な機会とすることが目的です。

(2) 個を伸ばす指導の充実

学力向上の推進

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力向上推進委員会を設置し、子どもたちの学力向上に向けて、各学校における学力向上策や授業改善策を踏まえ、青梅市としての授業改善のモデルを示し、市内全校に普及させます。

さらに、新学習指導要領の移行期間中には、先進的な研究に取り組み、発表の機会を設定し、その普及を図ります。また、完全実施後も指導内容等を検証し、継続的にその定着と改善に取り組んでいきます。

(3) 健康・体力づくりの推進

体力向上と食育の推進

健康・体力向上推進委員会*を設置し、新体力テストの実施およびその結果の分析・考察にもとづく体力向上策などを検討し、児童・生徒の健康・体力づくりを計画的に推進していきます。

さらに、各学校の食育リーダー*を中心に、学校給食センター栄養職員*、調理員と連携を図りながら、食育を推進していきます。

(4) 読書活動の推進

学校と図書館連携推進モデル事業の実施

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづいて、学校における読書活動の一層の推進を目指すために、学校と図書館が連携した推進モデル事業を実施し、読書活動の推進や講演会の開催など実践的な取組を実施します。

また、学校司書教諭*と連携するとともに、学校図書館ボランティアとの協働も図ります。

(5) 情報教育の推進

小・中学校におけるＩＣＴ機器の活用の推進

「情報選択・活用能力」や「情報社会へ参画する態度」を身に付け、高度情報通信社会を主体的に生きることができる児童・生徒を育成します。

そのために、校内 LAN*の構築など情報教育にかかわるシステムと学習環境の整備を充実させるとともに、さまざまな授業の中で情報通信機器を積極的に活用し、情報教育を推進します。

(6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進

特別支援教育の推進

平成21年度に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）*」にもとづき、障害のある児童・生徒の教育ニーズに応じた支援を組織的、計画的に推進するとともに、特別支援教育に対する保護者・市民の理解・啓発を進めていきます。

(7) 教育相談体制の充実

適応指導教室の拡充と相談体制の整備

児童・生徒の学校生活における不安や進路等に関する悩みなどに対して、教育的な相談体制を整備し、より相談者への適切な対応を図ることができます。

また、不登校傾向にある児童・生徒に対する相談機能の充実や、適応指導教室*における適切な指導および助言等を通して、不登校傾向にある児童・生徒の在籍校復帰を支援していきます。

(8) 安全・安心な学校づくりの推進

家庭・学校・地域および関係機関との連携等による安全体制の構築

学校内外における児童・生徒の安全確保を図るとともに、保護者や地域の人々の理解と協力による安全体制を構築し、家庭・学校・地域の連携による犯罪被害防止をさらに推進していきます。

(9) 青少年の健全育成の推進

青少年の体験活動の充実

小・中学生および高校生等の異年齢集団による団体活動、野外での様々な体験活動を通じて、自主性や社会性を養い、子ども会、地域活動における青少年リーダーとしての資質向上を図ります。

また、青少年自身が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子で参加する行事を実施し、異年齢交流や地域交流の充実とともに、親子がふれあう機会を設け、家庭および地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。

(10) 家庭教育への支援

生活習慣の確立に向けた啓発、乳幼児期の子どもへの教育支援

子どもとの接し方、生活習慣の確立などについて理解を深めることを目的とした家庭教育講演会などを実施し、啓発を図ります。

また、人間形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期の子どもと親を対象に、集団で遊び、親子でふれあう場を提供し、健やかな成長と社会性・創造性を育む事業を開拓していきます。

(11) 図書館資料等の充実および読書活動等の推進

図書館資料等の充実および読書活動の推進

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく事業を開拓していきます。また、平成20年3月に開館した中央図書館と各市民センター図書館（分館）とが一体となり、児童・生徒や市民の教養と文化の向上を図るとともに、生涯学習の拠点として図書資料等の充実に努めます。

さらに、子どもが誕生してから保護者が育児の中に読書活動を取り入れる意識が

もてるように、「母親学級」や「乳幼児検診」等にあわせ、子どもの読書の大切さを伝える活動として、平成20年度から実施しているブックスタート*事業を継続します。

また、図書館ボランティアとの協働により、幼児を対象とした「おはなし会」の拡充を図ります。

(12) 国際性をはぐくむ教育の推進

国際社会に対応する心身ともに健全な青少年の育成

進んで国際社会に参加・協力し、世界の人々から信頼が得られる心豊かな日本人を育成することを目的に、青梅市国際理解講座「世界に広がる教室」を開催します。この講座では、外国人講師による英会話講座だけでなく、文化講座や夏休み特別講座、異文化交流教室なども実施します。

(13) 心とからだの健康をはぐくむ

優れた文化や芸術に触れる機会の充実

文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を充実し、児童・生徒の文化・芸術への関心を高めます。

(14) 学校教育との連携の推進

市内の小・中学校、大学との事業連携の推進

感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむために、美術館などの社会教育施設と連携して、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進します。

設備の整った施設を利用して作品発表などを行うことによって、より大きな感動や喜びを感じ、美術へ接する機会を増やし、文化・芸術への関心を高めます。

2 その他教育施策に関する基本的な考え方

(1) 学校選択制についての基本的な考え方

「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」を一層推進し、さらなる学校の活性化を図るために、また、保護者の責任にもとづいた学校選択の意思を尊重することにより、児童・生徒が自ら適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすことができるなどのことから、複数の地方自治体において学校選択制を導入しています。

実際に、学校選択制を実施している地方自治体においては、教育的効果を次のようにとらえています。

- ア 児童・生徒の個性や希望に応じた学校選択の機会が拡大する。
- イ 保護者が学校に対して積極的にかかわる意識や責任感が高まる。
- ウ 学校を選択する過程において、児童・生徒が学校や将来について、家庭で話す機会が増える。
- エ 学校自ら、教育活動の活性化に取り組む意識が高くなる。
- オ 特色ある開かれた学校づくりが進む。
- カ 学校教育の情報発信が進む。

また、次のようなことを課題としてとらえています。

- ア 通学区域外から児童・生徒が通学するため、家庭・地域との連携が図りにくい。
- イ 通学距離が長い場合に、児童・生徒の安全確保が懸念される。
- ウ 風評などで学校を選択する現象が懸念される。
- エ 競争原理の激化によって、学校を商品化してしまう懸念がある。
- オ 学校間格差や序列化を発生させる懸念がある。
- カ 放課後の児童・生徒の生活状況が把握しづらくなる。

青梅市は、東西に長く、市の面積も広く、それぞれの地域が多様化しています。また、自治会組織を中心とした地域のコミュニティーが成熟している状況にあります。

このような状況の中で、各地域の特徴をより生かすことが大切であるとの考え方から、学校選択制を一律に導入する必要はないと考えます。

ただし、山間部や市街地に小規模な学校や大規模な学校が点在しており、それれに異なった特色ある教育活動を実施していることから、児童・生徒・保護者の求めるニーズによって、区域外の学校への進学を希望してくる場合が想定されます。

このことから一定の条件の下に、通学区域の弾力化について検討をしていく必要があると考えます。

- ① **市全域選択制**…通学区域を残しながらも、市内の全ての学校の中から希望校を選択できる。
- ② **ブロック選択制**…市内の学校区をいくつかのブロックに分け、自分の属するブロック内からのみ希望校を選択できる。
- ③ **隣接校（学校区）選択制**…本来の学校区に加え、それに隣接する学校区も含めた中から選択できる。
- ④ **特別認定校制**…特定の学校のみを受入校とする制度である。特認校への通学を希望しない場合は本来の学校区の学校へ通学する。

(2) 二学期制についての基本的な考え方

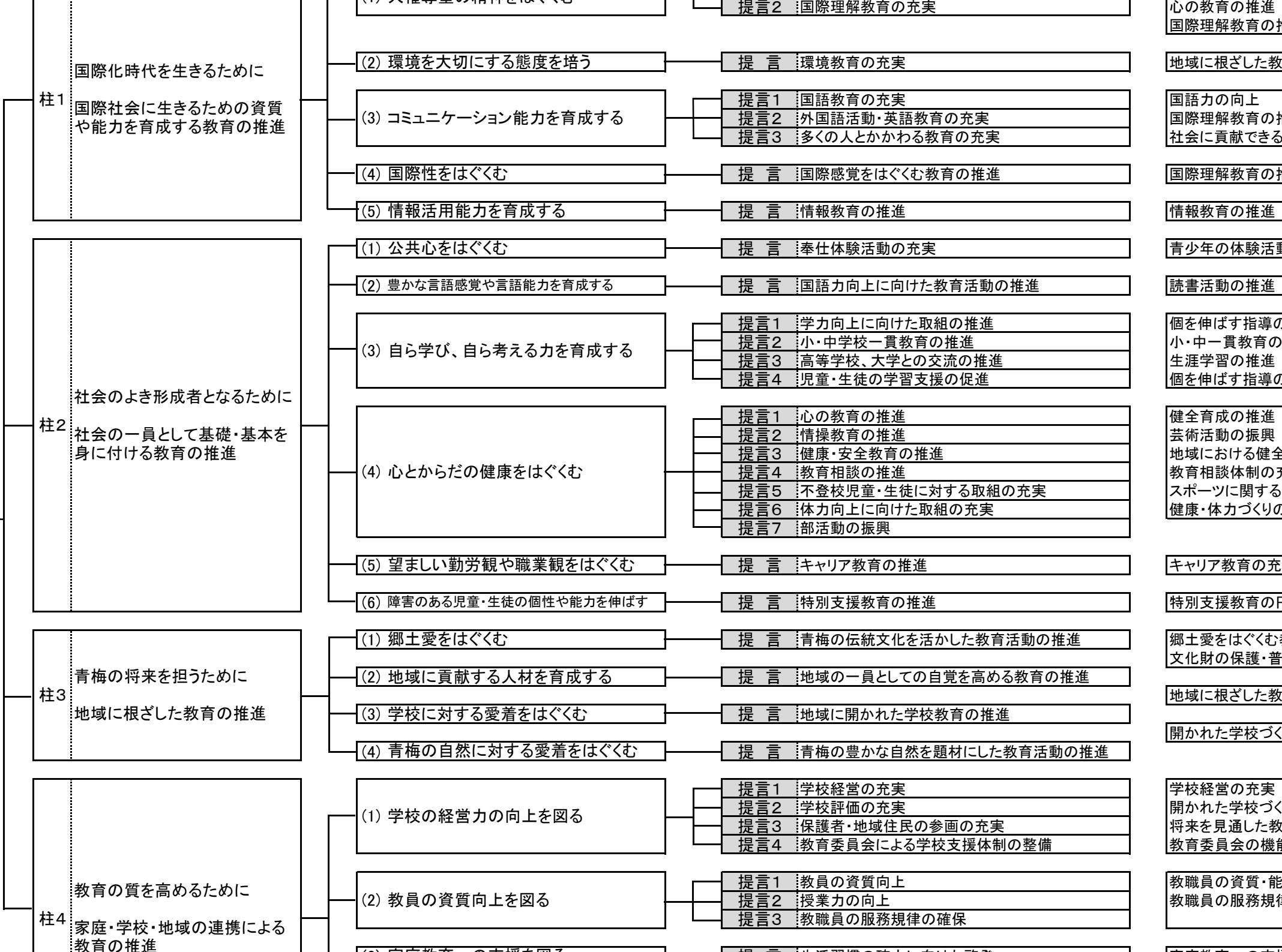
学期の期間を長期化して、個に応じた学習指導や学校行事等に必要な時間を生み出し、今まで以上に「確かな学力」の定着を図るとともに、充実した学校生活を送ることができるなどのことから、複数の地方自治体において、二学期制*を導入しています。

しかし、実施校によっては、学期が長すぎて児童・生徒が学習に集中しないなどの課題も指摘されています。

二学期制については、制度そのものに意味があるのではなく、各学校が授業日数の確保や特色ある教育活動を実施する上で、効率的であり、効果があると判断した場合に行う一つの方法であるととらえています。

したがって、青梅市においては、全市的に一律に実施するのではなく、学校が教育課程を編成する際に、三学期制の他に、二学期制も選択できるように規則等の改正を整えておくことが必要ではないかと考えます。

実施に当たっては、児童・生徒および保護者への理解も含めて十分に検討する必要があると考えます。



<資料>

1 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市における教育の充実に向けた教育施策の在り方およびその実施に向けた青梅市教育推進プランの改訂について検討するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、青梅市教育推進プラン改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行い、教育長に報告する。

- (1) 青梅の将来を担う子どもを育てる教育施策に関すること。
- (2) 青梅の市民から深く信頼される学校を目指した教育施策に関すること。
- (3) 青梅の地域が持つ教育力を生かした教育施策に関すること。
- (4) 青梅の子どもたちが安全に安心して学べる教育環境に関すること。
- (5) 青梅の地域性を生かした教育施策に関すること。
- (6) 前各号に掲げる教育推進プランに関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱または任命する委員8人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 青梅市立小学校長 1人
- (3) 青梅市立中学校長 1人
- (4) 東京都立高等学校長 1人
- (5) 青梅市立小・中学校 P T A 連合会代表 2人
- (6) 自治会代表 1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次の10人以内をもって組織する。

ア 部会長 教育部長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部 員 部会長および副部会長が指名する職員

(1) 前号の規定にかかわらず、部会長は必要があると認めるときには、部会員以外の者を、臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

(2) 部会の会議は、部会長が招集する。

7 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、教育委員会教育指導担当において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成22年7月1日から実施し、教育長への最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

2 検討経過

回	実施月日	主な検討内容
第1回	平成22年8月25日(水)	1 委員の委嘱、自己紹介、委員長・副委員長の選任 2 改訂検討委員会設置要綱の説明 3 教育推進プラン改訂の骨子についての説明・協議
第2回	10月12日(火)	1 教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第1章から第2章の柱2まで
第3回	11月15日(月)	1 教育推進プランの改訂内容の確認 第1章から第2章の柱2まで 2 青梅市教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第2章の柱2から参考2その他の教育施策まで 3 「青梅市教育推進プラン(改訂案)」の策定 4 パブリックコメントの募集について
第4回	平成23年2月18日(金)	1 パブリックコメントについての検討 2 「青梅市教育推進プラン(改訂版)」の最終報告の決定

3 平成22年度 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会委員名簿

区分	氏名	職等	備考
学識経験者	買手屋 仁	元東京女子体育大学教授 前青梅市教育委員会委員長	委員長
	塩野 麻理	青梅市社会教育委員 明星大学造形芸術学部教授	
青梅市内都立高等学校長	野中 繁	都立青梅総合高等学校長	
青梅市立小学校長	隅内 利之	友田小学校長	
青梅市立中学校長	對馬伸一郎	泉中学校長	副委員長
青梅市小学校 PTA 連合会	山崎 裕	第七小学校 PTA 会長	
青梅市中学校 PTA 連合会	桑田 和美	第一中学校 PTA 会長	
青梅市自治会連合会	志村 文也	自治会連合会 副会長	
教育委員会事務局	長澤 通	教育部長	
	野村 友彦	指導室長	
	武藤 裕代	社会教育課長	
	新村 紀昭	教育指導担当主幹	

4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映

平成23年2月に本プランの「改訂案」を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。

いただいたご意見の主なものにつきましては、本文に沿って整理し、市教育委員会の考え方とともに改訂検討委員会に提示しました。ご意見に対する考え方は以下のとおりです。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の全体について	
ご意見	<p>①柱1～柱3の論旨構成について</p> <p>本プランの第1章では、子どもの教育発達段階を追って教育の役割が示されているが、第2章では、「国際化」が最初に取り上げられ、国際化への対応が最重要であるかの印象をもつ。</p> <p>やはり子供の教育発達段階に沿って、地域→社会→国際と記述を展開した方が妥当ではないか。</p> <p>②柱1～柱3の副題について</p> <p>本プランにおいて、「国際」「社会」「地域」を示す言葉として「グローバル」「ナショナル」「ローカル」という言葉を使っているが、定義があいまいで本文の論旨と合わないものもある。こうしたあいまいな定義の言葉は使わない方がよいのではないか。</p> <p>③柱2の提言全体について</p> <p>柱2の各提言自体はどれもよいと思うが、どの提言もよき「社会人」となる観点しかなく、よき「日本人」「日本国民」となるための観点がない。柱1を国際化という視点で記述しているならば、柱2で「日本人」「日本国民」としての観点が必要である。内容的には重複するが「日本の歴史・伝統・文化に関する教育」「祖国愛や愛国心をはぐくむ教育」についてもぜひ必要ではないか。</p>
市の考え方	<p>①今回は部分改訂であるため、全体の構成は変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>②今回は部分改訂であるため、項目名などは変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>③日本の歴史・伝統・文化を学ぶことや愛国心をはぐくむことは重要であると考えます。そして、これらの内容につきましては、既に各学校において、学習指導要領に示された内容に沿って、社会科や音楽科、国語科などの教科、道徳の時間、行事等の教育活動において、意図的、計画的に指導されております。</p>

	第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言について
ご意見	<p>柱1 国際化時代を生きるために</p> <p>(1) 人権尊重の精神をはぐくむ 【提言2 国際理解教育の推進】 (P 16)</p> <p>①本プランでは国際化の対応ということで人権教育、国際理解教育などの提言が挙げられているが、日本の歴史・伝統・文化に関する教育は「提言2」で触れられているだけである。各提言も重要だが、日本人の基本を養うこともあるので、始めに独立した項目「提言1」として扱うべきではないか。</p> <p>②国際理解の必要条件として、自国民としてのアイデンティティを確立することは必要条件だが、「他国への関心を深め、他国との違いを認識する」ということが入らないと、単なるナショナリズムの押しつけとなってしまう危険がある。</p> <p>(2) 環境を大切にする態度を培う 【提言 環境教育の充実】 (P 17)</p> <p>③オゾン層の破壊は未だ完全に解決されたわけではないが、有効な対策が機能しており、「地球温暖化」や「生物の多様性」の問題に比べると深刻さが減少している。例示の中では最後に持ってくるべきかと考える。</p>
市の考え方	<p>①日本の歴史・伝統・文化につきましては、前述のとおり、既に学習指導要領の内容に沿って各学校で、各教科や行事などの中で指導計画に沿った教育が進められております。</p> <p>②国際理解教育の推進につきましては、提言にもあるように、子どもの年齢に応じて、まず自国の歴史・伝統・文化を学び、他国の文化へと視野を広げていくことが重要であると考えています。</p> <p>③環境教育については、例示も含めた様々な環境問題を各教科等の中で取り上げ、持続可能な社会をつくることの重要性を踏まえて、環境問題の解決に向けて積極的に取り組もうとする子どもの資質をはぐくむことが重要であると考えます。</p>
ご意見	<p>柱2 社会のよき形成者となるために</p> <p>(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する 【提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進】 (P 21)</p> <p>①読解力と読書感想文が書けることは別だと考える。内容を正確に読み取り話せても、書くのは苦手な人もいる。それは感想文が「創作活動」だからである。読書活動に感想文をあまり強く結び付けない方がよいと考える。</p> <p>②音読は慎重に取り入れるべきである。自分の小学校時代は音読が多くあったが、それがくせとなり、黙読中も頭の中で発声するようになってしまった。音読は、読書の速度を著しく減速させる要因になる。幼少期より「速読」を学べば、社会に出て大変役立つと考える。</p> <p>(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する 【提言1 学力向上に向けた取組の推進】 (P 22)</p> <p>③理数能力の中でも、論理的な思考力と、科学的な資質・能力は、かなり質の違うものだと考える。前者は左脳の能力に属し、後者は右脳の能力によるところが多いと思うからである。</p> <p>理数系が得意と言っても前者が得意な人と後者が得意な人がおり、同じように扱うと自分の不得意な方が嫌になって、理数系離れを引き起こす危険が多分にあると考える。</p>

市の考え方	<p>①新学習指導要領の中でも記録、説明、批評、論述など言語の力をはぐくむことが求められており、本プランでも「言語活動」の充実を提言しています。読書感想文も言語活動の一つであり、一律に読書活動と結び付けるものではありません。</p> <p>②音読については、新学習指導要領の中にも、年齢に応じた音読指導の内容が明記してあり、指導しているところです。</p> <p>また、目的に応じた読み方や、正確に速く読む力を指導することも大切であり、各学校では、年齢に応じて指導しております。</p> <p>③理数教育の充実については、学習指導要領の中で、観察・実験や反復練習の充実、カリキュラムを国際的に通用する内容にする等の観点から、授業時数の増加や指導内容の充実が図られています。本プランの提言もこの趣旨に沿ったものであり、どちらの能力も個別指導等を通して、身に付けさせることが重要であると考えます。</p>
ご意見	<p>柱4 教育の質を高めるために</p> <p>(2) 教員の資質向上を図る 【提言2 授業力の向上】(P 33)</p> <p>①各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークの構築について。授業力向上には、「良い授業実践」の共有と「教師の生産性向上」が必要だと考える。「良い授業実践」の中には教材や資料などのようにICTの活用で簡単に共有できるもの、「暗黙知」のように直接でないと人に伝わらないものもあり、これらをどのように共有化して、教師の生産性を向上させるかが、教育委員会で組織するセンターの責務であると考える。それにはまず学校内で共有し、次に市内の学校間で共有し、都内の学校間で共有し、全国の学校間で共有するという階層構造が必要で、それぞれの階層に好事例の取捨選択と共有を助けるスタッフが必要になる。</p>
市の考え方	<p>①「良い授業実践」の共有については、各学校内における授業研究や教育委員会が組織する学力向上推進委員会等で共有化を図り、資料集等の作成により情報提供をしているところです。</p> <p>今後は市全体でICT機器を活用し、電子化した資料の収集と保存による情報共有について検討していきます。</p> <p>また、「暗黙知」の共有についても、校内のOJTや市の研修会の情報交換等の中で共有化や育成を図っています。</p> <p>今後もこうした取り組みを推進し、教員の指導力向上を図ります。</p>
ご意見	<p><参考>青梅市における特色ある施策の取組</p> <p>(5) 情報教育の推進 小・中学校におけるICT機器の活用の推進(P40)</p> <p>①ICT機器の活用の目的は、単なる時間短縮でなく授業の充実と考えますので「職務の効率化」ではなく「職務の質的向上」または「職務の生産性向上」とすべきかと思う。「ICT機器を有効に活用した授業スタイルの研修」とも言える。</p>
市の考え方	<p>①本プランでは、授業の充実や改善のみならず、授業外の様々な事務処理も含めたものを「校務」と考えているので、このような表現としました。</p> <p>「ICT機器を有効に活用した授業スタイルの研修」につきましては、情報教育研修会の中で実施いたします。</p>

5 用語の解説

<ア行>

■ I C T 機器

I C T とは「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。各学校に配置されている情報機器を積極的に活用した学習活動を行うことが求められている。

■ 生きる力

平成 8 年 7 月の中央教育審議会の答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「我々はこれからの中学生たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるために健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこのからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」と定義している。

■ インターンシップ制度

青梅市近隣に所在する大学と協定を結び、大学から学生の派遣を受け入れて小・中学校での教育活動の実習を実施する。学生が実習生として児童・生徒を指導することにより、学習活動の活性化などを図ることができる。

■ 青梅子どもルール

青梅市の子どもたちが、社会の中で生きていく上で大切なルールを自ら提案するとともに、選定されたルールの遵守を通して、自らの規範意識をより高めること、保護者や市民がルールの遵守を子どもに啓発することを目的に平成 16 年度に作成。小・中学校では全学級に掲示し、遵守を働きかけている。

■ 青梅市食育推進計画

食育基本法第 18 条にもとづく本市の食育推進計画。家庭・学校地域・事業者のそれぞれが果たす役割を示すとともに、本計画にもとづき青梅市が中心となって食育を推進する。（平成 22 年 3 月）

■ 青梅市特別支援教育基本計画

「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換に当たり、障害のある児童・生徒の教育に対する市民の期待に応えるため、心身障害教育における課題の解決と今後の特別支援教育の展開に向けた基本的な方向を示すことを目的に策定した。（平成 18 年 3 月）

■ 青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）

障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて必要な教育的支援を行うために、青梅市における総合的な支援体制の整備や小・中学校における校内体制の整備、教育的な支援の充実等の事業展開と将来の構想をまとめて示すことを目的に策

定した第二次計画。（平成 22 年 3 月）

■ L D 、 A D H D 、 高機能自閉症

L D とは学習障害のことで、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

A D H D とは、注意欠陥／多動性障害のことで、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。

高機能自閉症とは、①人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる、②言葉の発達に遅れや問題がある、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわる、④以上の諸特徴が、遅くとも 3 歳までに現れる。自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないものをいう。

（「就学指導資料」 平成 18 年 文部科学省）

■ 栄養職員

給食センターに配置されている栄養士の資格をもつ職員。食育については、食育リーダー研修会の講師や各学校における食に関する指導等を行う。

■ O J T

O J T とは、「On The Job Training」の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組をいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。（「OJT ガイドライン」 平成 20 年 東京都教育委員会）

<力行>

■ 学校運営連絡協議会

各学校の校長が、保護者や地域住民等との意見交換を行うことで、家庭と学校・地域が一体となって、地域に開かれた学校づくりの推進ならびに教育内容の改善および充実を図り、自主的・自律的な信頼される学校運営を行うために設置する学校単位の組織。

■ 学校司書教諭

12 学級以上の規模の学校においては、学校図書館に司書教諭の講習を修了した教員を配置することが学校図書館法により定められている。学校司書教諭は、学校図書館の運営などを行うリーダー的な役割を担う。

■ 学校評価

各学校が自校の教育活動や指導の重点について具体的な目標を設定し、その達成状況や取組状況について評価すること。学校経営計画に連動させて評価シートに目標を設定し、教職員による自己評価と学校関係者評価等を通して評価結果をまとめ、次年度の教育活動の改善に活用する。

学校教育法改正により、同施行規則において、①学校の自己評価の実施・公表、②保護者など学校関係者による評価の実施・公表、③自己評価結果・学校関係者評

価結果の設置者（青梅市）への報告、に関する規定が新たに設けられた。（平成 21 年度より）

■学校評価システム

学校評価を学校運営のマネジメントサイクル、計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）にもとづいて実施する方法。学校評価を、マネジメントサイクルに効果的に位置付け、計画的に進めていくことで、成果や課題を適時に、的確に把握することができるようになる。（「学校評価検討委員会報告書」 平成 21 年 2 月 青梅市教育委員会）

■学校関係者評価

保護者、学校運営連絡協議会委員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、近隣小・中学校の教職員、その他の学校関係者などによって構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、その学校の自己評価の結果について評価すること。（平成 21 年度より）

■学校評価ガイドライン

平成 20 年 1 月、学校教育法改正に伴い、文部科学省が各学校・教育委員会における学校評価の取組の目安となる事項を示すガイドラインとして、改訂して示したもの。

■家庭のスローガン

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正の中で、家庭教育が新たに規定されたことを受け、家庭教育支援の一つとして、青梅市社会教育委員会議で策定したものの。「わが家を心のオアシスに一見直してみませんか、わが家のくらしー」として 5 項目にわたり、各家庭に呼びかけている。（平成 18 年度より）

■カリキュラム

各学校が、子どもや地域、学校の実態等に即し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、編成する教育計画。学習指導、生活指導などの指導計画等も含まれる。

■キャリア教育

児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育。

■教育活動支援員

各学校における教科指導や生活指導等の充実、特別支援教育の推進を図るため、青梅市教育委員会が各学校に配置したボランティア。

■健康・体力向上推進委員会

児童・生徒が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむために、体力テストの結果等にもとづく健康・体力づくりの指導方法等を検討し、啓発資料等を作成する委員会。委員構成は小・中学校の管理職および各校 1 名の教員。

■校内 LAN

校内 LAN とは、「Local Area Network」の略。学校内にあるコンピュータやプリ

ンターなどをネットワークケーブル等によって接続した校内ネットワークのこと。子どもたちの活用を推進することにより、情報活用能力の育成や、主体的な学習活動の機会となる。また、授業でインターネット等を積極的に活用することにより、学習活動の幅が広がる。さらに、教員が校務を効率的に行えるようになる。

■心のパスポート

児童・生徒が自分自身の心の状態を点検することができるよう、常に携帯できる大きさのしおりを青梅市教育委員会が作成し、市内の公立小・中学生全員に毎年配布しているもの。また、保護者向けに、生命尊重やコミュニケーション力の育成など、健全育成に向けた視点を示したもの。(平成 16 年度より)

■コミュニティーサークル

学校を拠点として、地域住民の地域共同体意識を高めるための集団、グループ。

<サ行>

■授業改善推進プラン

全国学力学習状況調査（文部科学省）や児童・生徒の学力の向上を図るために調査（東京都）等の結果をもとに、自校の学習指導上の課題や各教科の指導の重点を整理した学力向上を図るために指導計画。保護者、市民にも公開し、年度末には授業改善の状況をまとめて公表する。

■授業改善のサイクル化

授業改善を、計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）という過程で構成するサイクルにもとづいて実践すること。学校として組織的にプランの実践に取り組みながら、意図的、計画的に内容や実践状況を評価し、改善することが求められている。（「所報たまじむ」 平成 18 年 1 月 東京都多摩教育事務所）

■巡回訪問相談

青梅市の心理相談員が幼稚園、保育所、小学校を巡回し、障害のある乳幼児や児童への教育的支援や家庭に対する支援の在り方について、訪問先の管理職や教職員、保護者等からの相談に応じて、指導・助言を実施する。

■小 1 プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座っていない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

■小規模特別認定校制度

豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくりを目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、就学すべき学校の指定変更を認める制度。(平成 21 年度より)

■小・中学校一貫教育

一つの中学校区内にある小学校と中学校が「目指す児童・生徒像」(育てたい児童・生徒像)を共有し、その実現を目指して、9 年間の継続的で一貫性のある指導計画を作成し、教育活動を実施する。他の自治体のような校舎一体型や 9 年間を 4 - 3

－2年制に区切るような方法では実施しない。青梅市では、平成22年度より順次指導計画にもとづいて実施している。

■食育リーダー

学校において組織的な食育の推進を図るため、食に関する指導の全体計画の作成や授業改善についての助言、各家庭への情報発信等を行い、関係機関や家庭、地域との連携における調整等を行う。

■水曜子どもクラブ

自分の思いや考えをうまく伝えられなかったり、自分の感情をコントロールできなかったりする児童を対象に、ゲーム等の集団活動を通して他者とのコミュニケーションの基盤を作る活動。教育相談所が実施している。

■スクールカウンセラー

心の専門家として、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者が、児童・生徒のカウンセリングや保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う。（「生徒指導提要」 平成22年 文部科学省）

<タ行>

■地域安全マップ

各学校の学区域を児童・生徒や教員、保護者等が巡回し、犯罪が起こりやすい場所や危険な場所をチェックし、犯罪が起こりやすい場所等についての情報を共有するために自分たちで作成した地図。子どもの犯罪被害防止能力を高めるために実施する。

■中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態。

■適応指導教室

心理的な要因で不登校の状態となり長期欠席になっている児童・生徒を対象として、緩やかに学習活動を実施することによって、再び在籍校に登校し学校生活が送れるように指導、支援することを目的に設置した学級。

■東京都教育の日

都民の教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を都民全體で推進し、都における教育の充実と発展を図るために毎年11月の第1土曜日を東京都教育の日として制定した。この日を中心にして、家庭・学校・地域等が協働した取組が行われている。（東京都教育委員会ホームページ）

■道徳授業地区公開講座

小・中学校における道徳教育の活性化を図るとともに、保護者、都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育の推進に資するという趣旨で、平成10年度から東京都教育委員会が都内公立小・中学校等で開催している事業。①子どもの豊かな心を育てるための意見交換を通して家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること。②道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図ること。③道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進することを目的として

いる。（「道徳授業地区公開講座推進資料2」 平成16年 東京都教育委員会）

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会の運営、子どもの実態把握、保護者への支援、関係機関との連絡・調整、個別指導計画の作成・実施への支援等を行う。校長が指名した教員が担うが、複数の教員が役割を分担する場合もある。（特別支援教育の推進に関する理解啓発資料 平成17年 東京都教育委員会）

＜ナ行＞

■二学期制

学校の1年間の教育課程を、4月から10月までの前期と、11月から3月までの後期の2つの学期に分けて実施する方法。二期制、前後期制ともいう。

■ネイティブスピーカー (native speaker)

ある言語を母国語として話す人。本プランの中では、英語を母国語として話す人を示している。青梅市では、小学校第5、6学年の外国語活動と中学校の外国語（英語）の時間に、英語学習指導補助者（A E T Assistant English Teacherの略）としてネイティブスピーカーを配置している。

＜ハ行＞

■服務規律

服務とは、公務員としての職務上、身分上の守るべき義務のこと。一定の義務や規律はある組織にあるが、公務員は「全体の奉仕者」として職務を遂行するために、一般市民よりも厳しい倫理規範が求められる。

さらに、公立学校の教員の服務は地方公務員法、教育公務員特例法等により具体的に規定されている。

■服務事故

一部の教員による非違行為。教員は、児童・生徒、保護者、地域の信頼にこたえるため、教育公務員としての服務の在り方について法令や事例等にもとづいて理解し、法令を遵守する態度を身に付けなければならない。

■ブックスタート (Book Start)

絵本を通じて赤ちゃんと保護者が言葉や心を通わせ、楽しい子育てを行うとともに、読書を通じた地域での子育て支援活動発展を目指す運動。1992年にイギリスのバーミンガムで始まった。青梅市では、民生・児童委員が生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、該当する保護者に絵本を贈呈する事業等を実施している。（「第二次青梅市子ども読書推進計画」 平成21年 青梅市）

青梅市教育推進プラン（改訂版）

発行日 平成23年3月

発行者 青梅市教育委員会

青梅市教育委員会の教育施策

－令和2年度教育施策の概要・
青梅市教育推進プラン－

発行年月 令和2年4月

発 行 青梅市教育委員会

青梅市東青梅1-11-1

編 集 青梅市教育委員会教育部教育総務課
0428-22-1111 内線 2352・2353